

4 1 . 1 0 0 . 0 1

**出願人の名義変更があった場合の
商標法第 3 条第 1 項柱書きの取扱い**

名義変更以前の出願人（譲渡人）の業務に関係なく、名義変更後の出願人（譲受人）の業務について、商標法第 3 条第 1 項柱書きの要件を具備するものであるか否かを判断するものとする。

〔説明〕

商標法第 3 条第 1 項柱書きに規定する「自己の業務」は、出願人の営業活動に基づいて決せられる出願人の属性であって、出願人と不離一体の関係にあるものである。

したがって、出願人の名義変更があった場合には、第 3 条第 1 項柱書きに規定する「自己の業務」も変更されることになるから、上記のとおり取り扱うものとする。

なお、商標法第 3 条第 1 項柱書きの要件を具備しないとの拒絶理由通知を受けた出願人がその要件を具備する者に商標登録出願により生じた権利を譲渡し、出願人名義を変更した場合には、上記拒絶の理由は解消することとなる。